

令和4年度食品ロス削減総合対策事業のうち
フードバンク活動支援事業
(令和4年度当初予算)

事業概要

事業概要



食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

< 事業の内容 >

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

- ① 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援します。
- ② 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- ・ 令和4年4月1日において**フードバンク活動の開始から3年を経過していない**フードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）

- ・ **青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する**フードバンク活動団体等

※ 都道府県、市区町村、社会福祉協議会等も支援対象団体に含まれます

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、**先進的な取組**を行うフードバンクに対して、その取組に**必要な経費**を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借（スタートアップ支援、先進的取組支援）



< 先進的な取組の例 >

- ① **広域的な連携**
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② **プラットフォームの構築**
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ **マッチングに特化した活動**
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求める子ども食堂等とのマッチング
- ④ **企業・行政とのコーディネート**
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ **農業者との連携**
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

令和3年度との変更点

令和3年度

食料産業・6次産業化交付金

フードバンク活動の推進

①検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援。

【補助率：定額】

②生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援。【補助率：1 / 2以内】

令和4年度

食品ロス削減総合対策事業

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

(令和3年度と同内容)

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

(新規) ※詳細は要綱案別表を参照

先進的な取組に必要な以下の経費を支援

【補助率：1/2】

- ①活動経費（人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、委託費）
- ②食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器等の賃借料
- ③食品の輸配送費（庸車、小口配送便、輸配送に係る業務及び燃料代）

事業スキーム



※今後、例外的措置として、一定要件を満たす場合は、先進的取組支援事業において直接補助を可能とする方向で、要綱を改正予定です。詳細は添付資料⑤をご覧ください。

都道府県等からフードバンクに対して交付を行う、**間接補助事業**です。

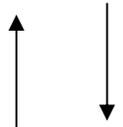
地方農政局長、
北海道農政事務
所長、沖縄総合
事務局長



交付申請・都道府県計画
の提出
状況報告・結果報告等の
提出

【補助事業者】
都道府県知事
戦略策定市町村※の長

交付申請・計画の提出
状況報告・結果報告等の提出



交付決定（計画の確認含む）、
状況報告・結果報告の受理

【間接補助事業者】
事業実施主体
（フードバンク等）

<戦略策定市町村>

以下に掲げる戦略のうち一つ以上を定めた市区町村及び特別区（事業年度末までに定めることが確実である市町村又は特別区を含む。）

- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画
- ・ 食育基本法第16条に基づく市町村食育推進計画（ただし、食品ロスの削減に関する事項を含む計画に限る。以下の計画についても同じ。）
- ・ バイオマス活用推進基本法第21条に基づく市町村バイオマス活用推進計画
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物処理計画

事業手続き・スケジュール



<R4年3月 要望調査分>

年度	R3			R4												R5
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
実施主体 (フードバンク等)		要望提出 (必要に応じ計画書案を基に調整)		交付申請		交付決定、 事業開始		遂行状況報告				遂行状況報告 ※必要に応じ実施				実績報告
都道府県等		要望提出		割当内示	県計画の 提出・協議	交付決定 通知		遂行状況報告				遂行状況報告 ※必要に応じ実施			実績報告	支払
地方農政局		要望を本 省へ提出		割当内示	計画協議後、 交付決定通知		報告受理、 必要に応じ指導					報告受理等 必要に応じ指導 ※必要に応じ実施			報告受理、 額の確定、 支払	

<R4年7月 追加要望調査分>

年度	R4										R5
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実施主体 (フードバンク等)	要望提出 (必要に応じ計画書案を基に調整)		交付申請	交付決定、 事業開始 (注1)		遂行状況報告 (注2)			実績報告		
都道府県等	要望提出	割当内示	県計画 提出・協議	交付決定 通知		遂行状況報告			実績報告	支払	
地方農政局	要望を本 省へ提出	割当 内示	計画協議後、 交付決定通知			報告受理、 必要に応じ指導			報告受理、 額の確定、 支払		

(注1) 9月末以前に交付決定をした団体は遂行状況報告(9月末時点)の提出が必要

(注2) 10月以降に交付決定をした団体は遂行状況報告(12月末時点)の提出が必要